

民営化ガイドライン（案）

1. ガイドラインの目的

このガイドラインは、市が今後、公立保育所の民営化を進める際に、子どもたちへの影響に最大限配慮し、保護者の不安を解消することで、円滑な移行を図るとともに、良質な事業者の参入を促すために、基本的なルール・基準を定めることを目的とします。

2. 対象保育所の選定と公表時期

対象保育所の保護者や、新たに入所を申し込まれる保護者に配慮するため、民営化移行まで最低2年の期間を確保できるよう、対象保育所は、できる限り早い時期に決定し、公表します。

また、公表は対象保育所の保護者だけでなく、広く市民に行うこととし、公表後は、対象保育所の保護者に対して説明会を行います。

3. 設置・運営主体

認可保育所の運営に実績のある社会福祉法人等とします。

4. 用地・建物等

- ① 用地 原則無償貸与とします。
- ② 建物 有償貸付もしくは無償譲渡とします。
- ③ 備品 原則無償で譲渡します。

5. 事業者の選定

（1）事業者の募集

より優良な事業者を確保するために募集方法は公募によるものとします。

また、多くの優良な事業者を確保するため、公募の範囲は限定せず市内外から広く募集するとともに、2か月以上の応募期間を確保します。

（2）選定組織

市民や有識者、保育現場関係者等を含めた選定委員会を設置します。

（3）選定基準

公立保育所の保育水準を満たし、保育の質を維持・向上できる事業者を選定することとします。

選定にあたっては、以下の点を重視し、審査します。

- ① 児童福祉の理念・公共性・公益性を持った事業者であること。
- ② 保育所保育指針を基本とするとともに、船橋市保育ガイドラインを参考に、子ども本来の発達・育ちを重視し、子どもを中心とした良好な保育を実施している事業者であること。

- ③ 多様な保育ニーズに対応するため、市が指定する条件に基づき、保育サービスを実施すること。
- ④ 質の高い職員が確保されること。
- ⑤ 職員の人材育成や園運営に職員参加がなされていること。
- ⑥ 資金計画や事業運営において健全性や透明性を確保していること。

(4) 職員配置

- ① 入所児童数に応じて、本市の配置基準に基づく保育士等を配置すること。
- ② 施設長、主任保育士等については、認可保育所において、一定年数以上の経験及び管理者としての能力を有すること。
- ③ 保育士は、一定年数以上の保育士経験を有する者が、常勤保育士の3分の1以上を占めること。
- ④ 対象となる公立保育所に勤務している正規職員以外の職員のうち希望するものの雇用を検討すること。

(5) 保育内容

- ① 産休明け保育（生後57日目からの保育）を実施すること。
- ② 延長保育（開所時間13時間以上）を実施すること。
- ③ 発達支援保育を行うこと。
- ④ アレルギー対応給食を実施すること。
- ⑤ 食育を推進すること。
- ⑥ 地域子育て支援事業を行うこと。

(6) 事業者の公表

対象園保護者や他園の保護者、新たに入所を申し込まれる保護者に配慮するため、公表から民営化移行まで最低1年3か月の期間を確保し、公表は、対象園の保護者だけでなく広く市民に行います。

6. 円滑な引き継ぎ

(1) 移行までの準備期間

移行のための準備期間は1年程度を確保し、保護者の意見に考慮しながら、移行計画を策定します。

(2) 三者による話し合いの場の設置

円滑な引き継ぎを行うために、事業者決定後、速やかに保護者、事業者、市の三者により協議を行う場を設けます。

(3) 事業者職員と市職員の交流・研修

事業者職員と市立保育園職員が円滑な移行への意識づくりを醸成し、保育の質を維持・向上

させるための交流・研修の場を設けます。

(4) 合同保育の実施

移行の際には、保育士等の職員が入れ替わることなどによる保育環境の変化により、子どもたちへの影響に最大限配慮する必要があります。そのために、子どもたちが新しい保育士に早く慣れ親しむことができるように、一定の期間、市の職員と事業者職員が合同で保育を実施します。その際には、個々の子どもの状況の把握に努め、きめ細かく対応しながら引き継ぎを行います。

合同保育の期間は、3か月程度を目安としますが、対象園の状況を踏まえ、保護者・事業者・市が協議し、決定します。

7. 移行後の市の責任

(1) 移行後における三者による話し合いの場の継続

移行後についても保護者・事業者・市との三者による定期的な話し合いの場を当分の間継続して設けます。保護者と事業者において問題が生じた場合には、市が解決に努めます。

(2) 移行後の保育内容の確認

市は、引き継ぎにおいて、三者により決定した事項を、事業者が確実に履行しているか定期的に確認します。

(3) 民営化園の評価と情報公開

市は、移行後における保育内容について保護者アンケート等を実施し、事業者の運営状況を評価します。